

平成30年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 平成30年10月25日(木) 午後2時～2時30分
- 2 場 所 エコ計画浦和ビル 2階 東会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 齋藤 友之 会長 廣澤 健一 委員
池田 妙子 委員 松本 敏雄 委員
宇佐見 香代 委員 門真 宏治 委員
佐伯 鋼兵 委員 渡辺 浩志 委員
根本 淑枝 委員
 - (2) 事務局 総務局長 人事部長 人事部参事兼職員課長 外4名
 - (3) 議会局 総務部長 総務課長 外1名
- 4 欠席者 山崎 昇一 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について
議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - ・ 支給月数について
 - ・ 改定時期について
- 7 議事の経過
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 審議会の公開及び傍聴許可
 - (3) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (4) 審議
 - 議題1 審議会資料説明について
 - 議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
 - (5) 答申に向けた意見集約
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

8 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問についての報告

- ・ 平成30年10月17日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、各委員の主な意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給（期末手当）については「引上げの改定を行うべき」、市長及び副市長の退職手当の支給割合については「据え置くことが適当」との審議会の結論を報告した。
- ・ 平成30年10月19日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」改めて諮問があったので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議事項

議題1 審議会資料説明について

① 【事務局から配布資料について説明】

配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会＜第2回資料＞」

② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 他の政令指定都市は、報酬額改定をどういった基準で決定しているのか。

⇒ 各政令指定都市の基準は不明ではあるが、本市と同様に、人事委員会の勧告後に常設している特別職報酬等審議会に諮り改定しているのが8市、執行部判断で改定を行っているのが7市、常設ではないが適宜、特別職報酬等審議会を開くなど、それ以外の方法で行っているのが4市となっている。

また、特別給については、ほとんどの政令指定都市が一般職職員又は国指定職職員の支給月数と均衡している状況である。

議題2 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員及び市長・副市長の期末手当について、引上げ幅及び改定時期をどのようにするべきか、委員の意見を聴取。

【主な意見】（欠席委員から事前に聴取した意見を含む）

- ・ これまで国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた経緯があるので、これを尊重し、引上げ幅は0.05月、改定時期は本年12月からとするのが適当と考える。
- ・ 一般職職員及び国の指定職職員の改定状況を踏まえ、引上げ幅は0.05月、改定時期は本年12月からとするのが適当と考える。

- ・ これまで国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきた本審議会の経緯を尊重し、引上げ幅は0.05月、改定時期は一般職職員と同様に本年12月からとするのが適当と考える。

【その他の意見】

- ・ 本審議会のこれまでの考え方に従うと国の指定職職員の支給月数に合わせる事となるが、なぜ国の指定職職員の支給月数を参考にするのかという部分がどうも釈然とせず、一般市民の感覚として、その合理性を見出すことができずにいる。そこで、改定のコンセプトをより市民の理解を得やすいものに変えていくという観点から、国の指定職職員の支給月数ではなく、(本市の)一般職職員の引上げ率を参考にすることを提案したい。この新たなコンセプトに従い、引上げ幅については、一般職職員の引上げ率(4.45/4.40)を踏まえて0.04月(=3.30×4.45÷4.40-3.30)とし、改定時期については本年12月からとするのが適当と考える。
- ・ 諮問事項に直接関係するものではないが、先日、市議会における議員の不適切発言問題を巡る報道のなかで、政務活動費があたかも議員報酬と同質のものであるかのように報道されている場面を目の当たりにし、本審議会にとっても憂慮すべきことだと感じたのでお伝えしておく。誤解に基づくことなく議員報酬のあるべき水準を正しく議論していくことができるよう、政務活動費の位置付けについて、議会側からもしっかりと対応していただきたい。

(3) 意見集約

①【会長による各委員の意見集約】

引上げ幅は0.05月分、改定時期は本年12月からという意見が大勢を占めていた。したがって、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、年間支給月数を0.05月分引き上げて「3.35月」とする、改定時期は「平成30年12月1日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

②【委員の意見】

異議なし。